

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、三次圏都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

三次圏都市計画公園 六・五・一〇一号 みよし運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

三次市東酒屋町、東酒屋町字敦盛

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室、三次市役所建設部みらい都市室

四 縦覧期間

平成二十年一月十一日から平成二十年一月二十五日まで